

自動販売機による食品及び飲料販売業務の仕様書

1 設置場所・設置台数

あいな里山公園（神戸市北区山田町藍那）内

- 1 厨房棟内（食品自動販売機）
- 2 管理センター（飲料自動販売機）各1台ずつ

詳細は、別紙「自動販売機設置場所詳細」参照。

2 設置期間

平成29年8月25日から平成32年1月31日まで

3 設置にあたっての条件

(1) 大きさ

幅約1.2m×奥行約0.8m×高さ約1.8m（投影面積1㎡以下とする。）を原則とする。

放熱スペース及び使用済み容器回収箱設置部分を考慮すること。また、商品補充やメンテナンスのための扉開閉等に、設置を予定している機種で支障がないかどうか、設置場所の確認をすること。

(2) 販売品目

食品自動販売機は、軽食（パンやおにぎり等）又は、ヌードル（うどん、そば、ラーメン）とする。ただし、ヌードル自動販売機の場合は湯切りが必要なものは除く。

飲料自動販売機は、清涼飲料水（炭酸飲料、果実飲料、コーヒー飲料、茶系飲料、ミネラルウォーター、野菜飲料、スポーツドリンク、乳飲料等）の缶・びん・ペットボトル・紙パック・紙コップとする。ただし、アルコール飲料（ノンアルコール飲料を含む）、たばこ及びアイスクリームは除く。

(3) 販売価格

標準小売価格を上回らないこと。標準小売価格が設定されていない場合は、市場の状況等を勘案して協会が適当と認めた価格とすること。

(4) 電気メータ（電力使用量計測用子メータ）の設置及び電気料金

設置する自動販売機の電力使用量を計測する子メータを設置すること。設置にかかる費用及び電気料金は事業者の負担とする。

(5) 設置及び撤去

事業者の負担と責任で行うこと。

(6) 商品の補充、機械の保守管理、使用済み容器の回収等

衛生管理、在庫管理、商品補充、金銭管理及び機械故障時の対応等設置機械のオペレーション及び使用済み容器の回収・リサイクルはすべて事業者が対応すること。また、故障時等の連絡先を自動販売機に表示するとともに協会に届け出ること。

(7) 環境への配慮

神戸市の制定している「グリーン調達等方針に係る判断基準」に示された、【判断の基準】、【配慮事項】にそった自動販売機を設置すること。

詳細は、神戸市ホームページの次のURLで閲覧できる。

<http://www.city.kobe.lg.jp/information/project/environment/green/jihanki-siyoukakunin.html>

(8) 園内景観への配慮

清涼飲料自販機協議会が定める「風致地区、景観地区における自動販売機自主景観ガイドライン」による自動販売機とする。本体色は「修正マンセル表色系5Y7.5/1.5」又はそれに相当する「(社)日本塗料工業会2009年E版塗料用標準色E25-75C」とする。

(9) 設置時の注意事項

- ① 関係機関への届出等
関係機関への届出・申請等が必要な場合は、事業者が行うこと。
ただし、公園内に自動販売機を設置する国への許可申請は協会が行う。
- ② 防犯対策
防犯に配慮したものを設置すること。
万一、盗難等事件が発生したときは、事業者は、その責任を負うとともに遅滞なく協会への連絡及び警察への届出を行うこと。
- ③ 転倒防止対策
「自動販売機の設置方法」(日本工業規格据付基準)、「自動販売機据付基準マニュアル」(日本自動販売機工業会)を遵守し、地震の揺れ等に対する転倒防止対策を講じること。
- ④ 自動販売機の設置作業
設置方法、作業日程など詳細については事前に協会と協議のうえ、入札実施要領 5 (3) ①により、設置作業を行うこと。

4 歩合金及び経費の負担

(1) 歩合金

毎月、協会の請求に基づき支払うこと。

歩合金の金額は、毎月の売上金額(消費税を含む。)に歩合率を乗じた金額とする。

(2) 電気料金

自動販売機の稼働に使用した電気料金については、協会の請求に基づき支払うこと。

毎年5月31日までに、当該年度の電気料金概算額4万円を前納するものとし、毎年度末で精算する(平成31年度の精算時期は協議のうえ決定する)。ただし、平成29年度の前納期限は設置完了後に協議の上決定する。

5 機種変更

設置後に生じた事情の変更又は売上状況等により、機種変更や大幅な販売品目の変更が必要な場合には、あらかじめ協会と協議を行ったうえ変更すること。

機種変更に必要な費用は事業者が負担するものとする。

6 自動販売機撤去時の原状回復義務

契約期間満了又は契約解除等により自動販売機を撤去する際は、事業者の負担により原状に回復するものとする。

事業者が原状回復義務を履行しないとき、又は協会が必要と認めるときは、協会は事業者に代わって自動販売機の撤去又は原状回復を行い、これに要した費用を事業者に請求する。

7 報告事項

事業者は、毎月の報告書を作成し、各翌月5日までに提出すること(様式任意)。

報告内容は、自動販売機ごとの毎月の売上本数と売上金額、自動販売機の稼働に使用した電気使用量及び苦情等の件数とする。

8 その他

- (1) 事業者は、搬入車両の走行ルート・走行制限について、協会の指示に従うこと。
- (2) 事業者は、協会及び公園のイベント開催時に協会が依頼したときは、協力すること。
- (3) 公園内におけるイベント開催時に、協会が自動販売機の営業を制限することがある。
- (4) 公園内におけるイベント開催時に、主催者が飲料の販売を行うことがある。

- (5) 事業者は、必ず設置場所の現地確認を行うこと。
 現地不確認による責任はすべて事業者が負うものとする。

9 当事業に関するリスク分担は下表のとおりとする。

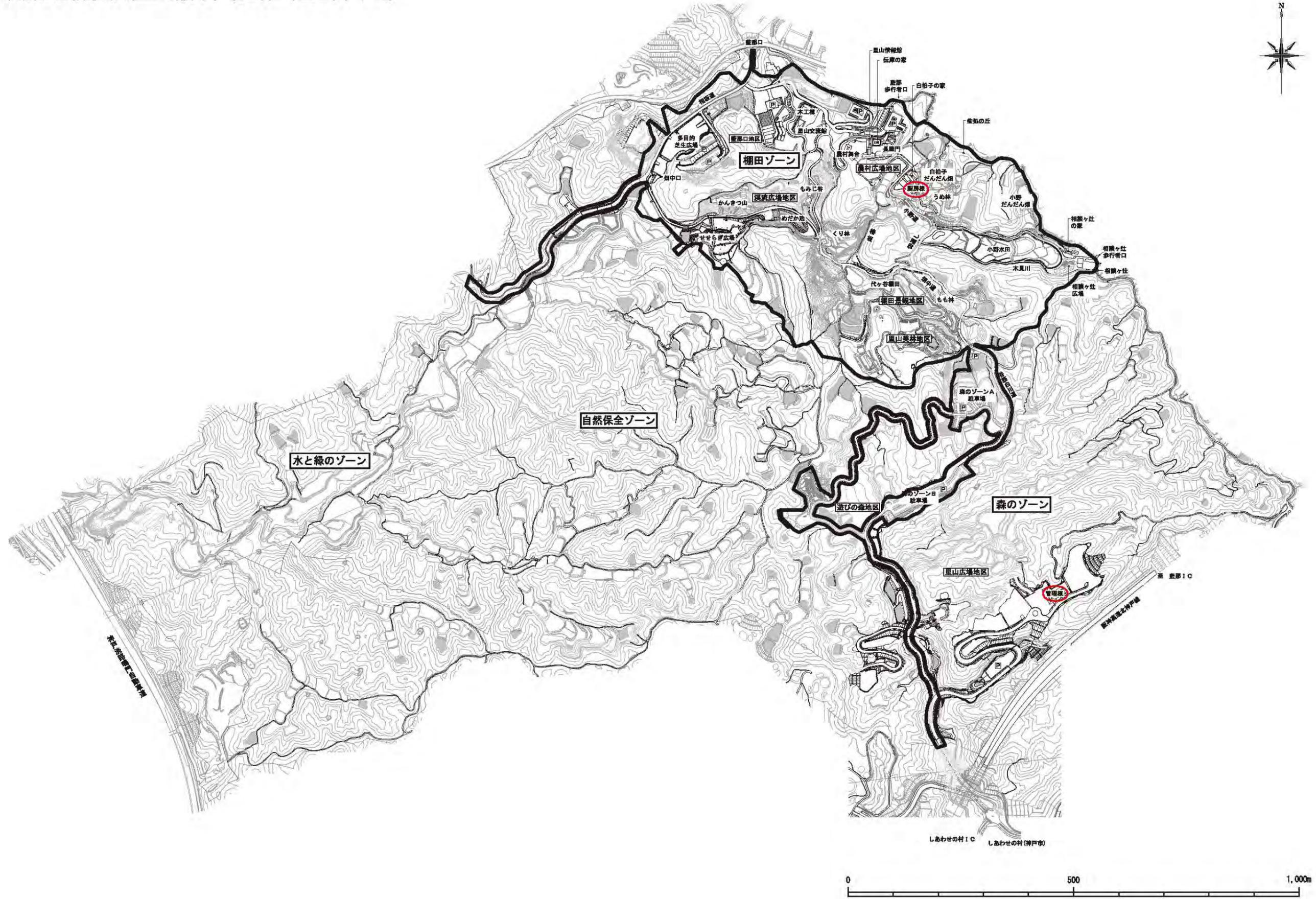
種 類	内 容	リスク分担	
		協会	事業者
1 法令の変更	施設の管理運営に影響を及ぼす法令等の変更	協議による	
	上記以外の法令等の変更		○
2 税制等の変更	消費税及び消費税、法人税以外で本事業にかかる新税の成立などを除く。		○
3 物価・金利の変動			○
4 需要の変動			○
5 事故発生	事業者の責めに帰すべき事由によるもの		○
	施設・設備の設置の瑕疵によるもの	○※1	
	上記以外の理由によるもの	協議による	
6 施設・設備の 損傷	事業者の故意・過失によるもの		○
	施設・設備の設置の瑕疵によるもの	○※1	
	上記以外の理由によるもの	協議による	
7 利用者対応	事業実施に関するもの		○
	施設・設備の設置の瑕疵によるもの	○※1	
	上記以外の理由によるもの	協議による	
8 第三者対応		上記5・6・7 分類による	
9 事業の変更・ 休止・中止	事業者の責めに帰すべき事由によるもの		○
	協会の責めに帰すべき事由によるもの	○	
10	上記に定めるもののほか不可抗力（暴風・豪雨・洪水・地震・落盤・火災・争乱・暴動その他の市又は事業者のいずれの責めにも帰することのできない自然的又は人為的な現象）によるリスク	協議による※2	
11	業務の引き継ぎに関する費用（引き継ぎを受ける場合及び次期事業者を引き継ぐ場合とも）		○

※1 事業者が善良なる管理者としての注意義務を怠っていた場合は、事業者の責任となる。

※2 事故・火災等による施設の損傷及び被災者に対する責任は、事案ごとに判断するが、第一次的責任は事業者が負うものとする。

事業者は被害が最小となるよう迅速かつ最善の対応をとるとともに、ただちに協会に報告しなければならない。

自動販売機設置場所(公園全体図)



管理センター飲料自販機設置場所図面

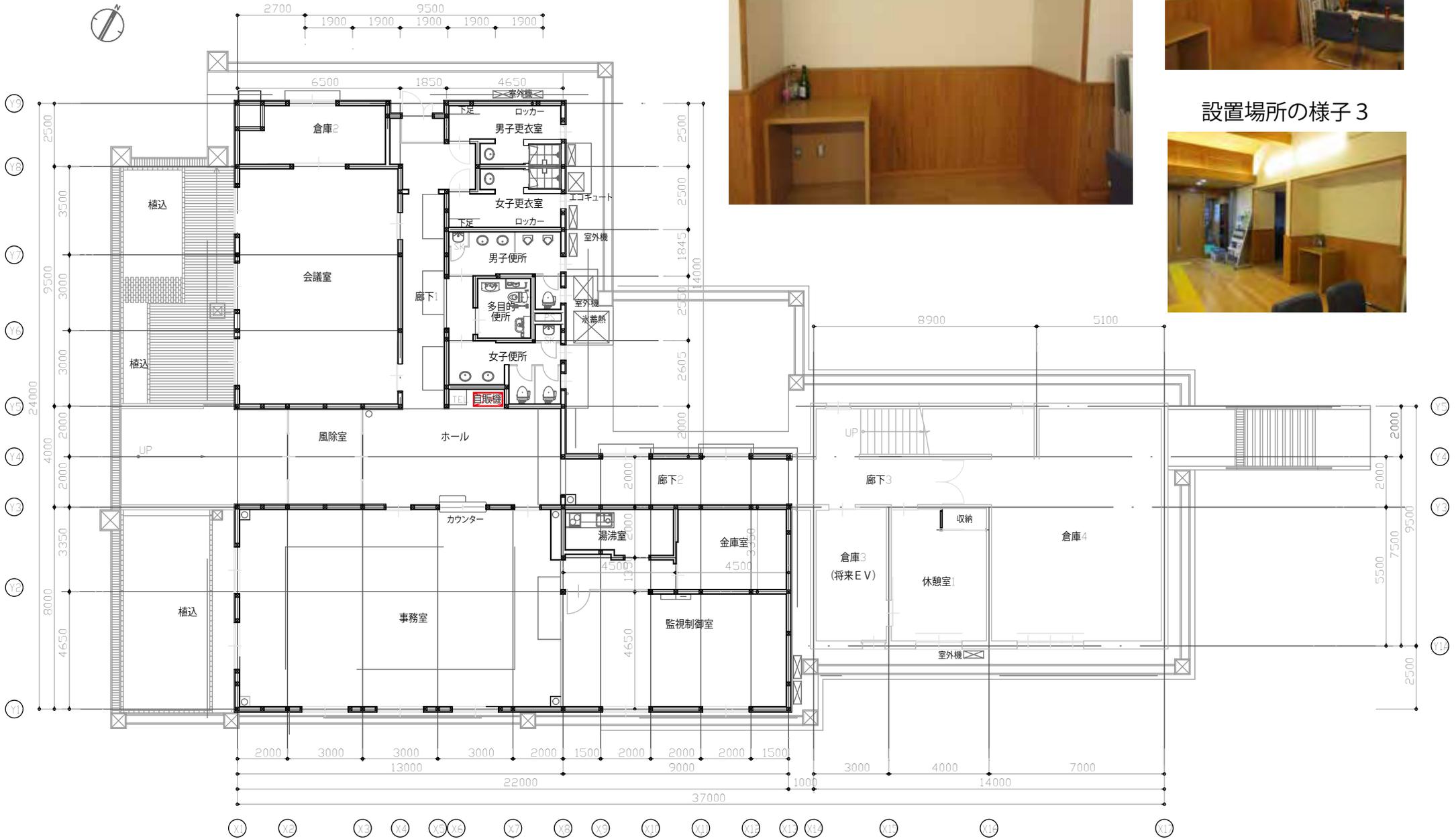
設置場所の様子 1 (正面)



設置場所の様子 2



設置場所の様子 3

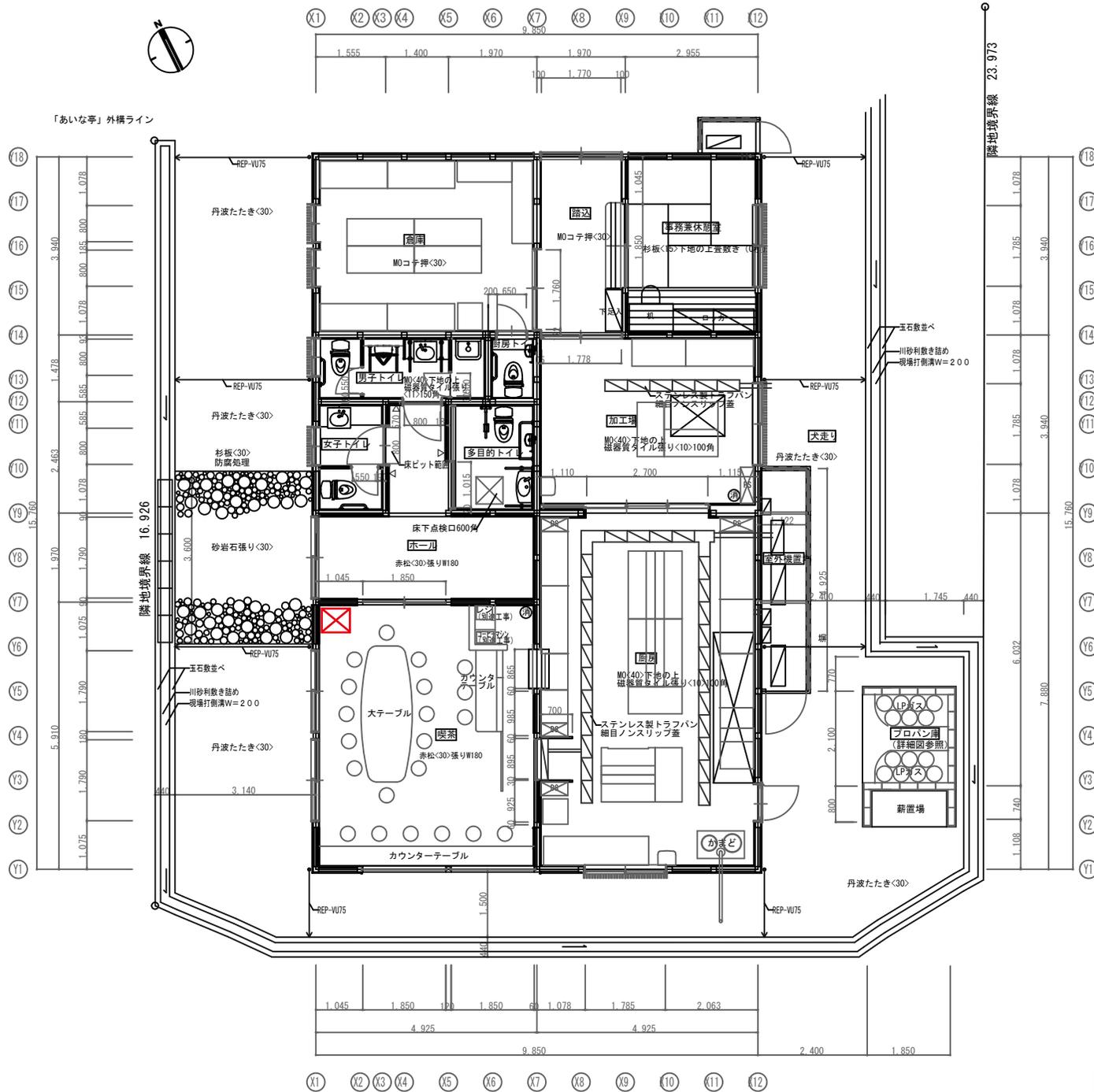


厨房棟食品自販機設置場所図面

設置場所の様子



カウンターの様子



平面詳細図 1:50

屋根伏図 1:50

凡例
 △ : ピクトサイン
 △ : 注意喚起用床材 (JIS 19281)

※誘導用床材及び注意喚起用床材、設置箇所については再度現場にて打ち合わせの事
 内レベルは設計図からの高低差を示す。
 ⑩ A B C 粉末消火器10型を示す。(別途工事)